

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する弔慰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(弔慰の対象者)

第2条 弔慰の対象者は、次の各号による。

- (1) 本会の会長
 - (2) 本会役員、評議員、その他各種委員
 - (3) 社会福祉事業に功労があった者
 - (4) 介護、障害者自立支援のサービス利用者
- 2 前項第2号の対象者については、在職している者とする。
- 3 前第1項第3号の対象者については、本会会長表彰及び静岡県社会福祉協議会長表彰並びに全国社会福祉協議会長表彰から表彰された者とする。
- 4 前第1項第4号の対象者については、サービス終了後3カ月以内の者とする。

(弔慰金の額)

第3条 前条の弔慰金の額は、次に掲げる額とする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 前条第1項第1号・第2号・第3号の対象者 | 5,000円 |
| (2) 前条第1項第4号の対象者 | 3,000円 |

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会弔意規程（平成9年）は廃止する。